

ジャガイモよ、おまえもか



鈴木宣弘

東京大学大学院 特任教授

すずき・のぶひろ／1958年三重県生まれ。東京大学農学部卒業後、農林水産省入省。農業総合研究所研究交流部長、九州大学教授などを経て、2006年から東京大学大学院教授。2024年4月から現職。食料安全保障推進財団理事長。専門は農業経済学、国際貿易論。『農業消滅 農政の失敗がまねく国家存亡の危機』（平凡社新書）、『協同組合と農業経済 共生システムの経済理論』（東京大学出版会）ほか著書多数。

残念ながら、我が国の外交政策に、米国からの要求を拒否するという選択肢はない。米国からの膨大な対日要求リストの中から「今年はどれとどれを差し出すか」という順番を考えるのが我が国の外交戦略の唯一の選択肢だ。だから、ある程度遅らせることはできても最終的には受け入れることになる。今回のジャガイモもまさにそうだ。

■ 生食用ジャガイモ輸入解禁への流れ

従来、米国にはジャガイモシストセンチュウが発生していることから、その侵入が日本のジャガイモを全滅させかねないとして、米国産生鮮ジャガイモは輸入を禁止していた。しかし、米国からの要請に応じて、2006年に、ポテトチップ加工用に限定し、輸入期間を2月～7月に限定して輸入を認めてきた。しかし、2020年2月に、農林水産省は、米国産のポテトチップ加工用生鮮ジャガイモの通年輸入を認める規制緩和を行い、さらに米国の要求を受けて、ポテトチップ用にかぎらない生食用ジャガイモの全面輸入解禁に向けて協議を始めることに合意した。協議を始める＝近々解禁する、と同義と懸念された。

そして、ついに、2026年、解禁が秒読みに入ったのである。米国が日本に求めている、生食用のジャガイモの輸入解禁に向けた手続きが「前進」することが

わかった。夏までに農林水産省は、輸入時に侵入するリスクのある病害虫のうち、消毒や検査といった「リスク管理措置」の検討が必要な病害虫を精査、公表し、必要な措置を具体化し、米国に「リスク管理措置」を行う体制があるかを評価し、植物防疫法の省令を改正して、輸入を解禁する流れだ。



■ 防カビ剤の農薬から食品添加物への分類変更と 残留基準値の20倍緩和

加えて、厚生労働省は、2020年6月、ポストハーベスト（収穫後）農薬として、動物実験で発がん性や神経毒性が指摘されている殺菌剤ジフェノコナゾールを、生鮮ジャガイモの防カビ剤として食品添加物に指定した。併せてジフェノコナゾールの残留基準値を改定し、ジャガイモについてこれまでの0.2ppmを4ppmと20倍に緩和した。日本では収穫後の農薬散布はできないが、米国からの輸送のために防カビ剤の散布が必要なため、食品添加物に指定することで散布を可能にしたのである。1970年代のレモンの農薬（防カビ剤）の食品添加物指定と同様である。しかも、残留基準値の大幅緩和という「おまけ」付きである。

■ 続く遺伝子組み換えジャガイモの認可

さらに、もう一つ懸念事項がある。食品安全委員会は2017年、米国シンプロット社が開発した「RNA干渉法」による遺伝子組み換えジャガイモ（加熱した際に生じる発がん物質のアクリルアミド生成の低減や打撲症による黒ずみの低減を実現した品種）について、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断し、2019年にも新たな品種について同様に判断、2021年には低アクリルアミドとともに疫病耐病性を付加した2品種についても同様の判断がなされた（食品安全委員会ウェブサイト）。

RNA干渉法とは、RNAを用いて特定の遺伝子の働きを止める技術である。目的とする遺伝子の働きを止めるだけでなく、目的以外の遺伝子の働きを止めたり、

ジャガイモ以外の生物の遺伝子の働きを止めたりする可能性があるとの指摘があり、米国の食品安全センター（Center for Food Safety）などは、その影響が十分に解明されておらず、慎重な評価が必要であるとしている (<http://organic-newsclip.info/log/2020/20081051-1.html>)。

■ 外食では表示されない

シンプロット社は米国マクドナルドのジャガイモ納入業者だが、米国マクドナルドは消費者の遺伝子組み換えジャガイモへの拒否感を背景に、このジャガイモを取り扱わないと表明している (<http://organic-newsclip.info/log/2014/14110641-2.html>) というが、このジャガイモが日本のポテトチップスやファストフード店などのフライドポテトなどに使われる可能性が指摘されている。外食産業で利用された場合、遺伝子組み換え表示の義務がないため、消費者は遺伝子組み換えと気づかないままにこのジャガイモを食べてしまう可能性がある。消費者は外食に際して遺伝子組み換え食品を選択的に避けることはできない。これまでのところ、「遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーン」の公開質問状に、ポテトチップスメーカーや多くの大手外食チェーンは、遺伝子組み換えジャガイモを使うつもりはないと回答している、とのことである。



■ 冷凍フライドポテトの関税撤廃

さらに、2021年4月から、日米貿易協定に基づく冷凍フライドポテトの関税撤廃も行われた。こうして、着実にジャガイモについても量と質の両面の安全保障が崩されてきている。日米貿易協定はもちろんだが、そうしたまとまった協定でなくとも、日本の食品輸入規制の緩和は随時進められていることに注意しなくてはならない。

■ 体を張って止めてきた農林水産省職員

ジャガイモについては長い米国との攻防の歴史があり、ここまでよく踏みとど

まってきたとの感もある。「歴代の植物防疫課長で頑張った方は左遷されたのも見てきた」(農林水産省 OB) との指摘もある。「ジャガイモもついに」だが、ジャガイモがここまで持ちこたえてこられたのは、我が身を犠牲にしても守ろうとした人達のおかげでもある。しかし、米国からの要求リストは従来から示されており、それに対して拒否するという選択肢は残念ながら日本にないように見える。今年は何れに応えるか、来年は……と、差し出していく順番を考えているかのように、ズルズルと応じていく。なし崩し的に要求に応えていくだけの外交では国民が持たない。